

払戻金制度について

当社の紹介により採用した候補者が、自己の意思により、又は就業規則違反等の候補者の責に帰すべき事由により、入社日以後3ヶ月未満で退職した場合には、紹介手数料について、次の割合で計算された金額を払い戻します。

- ・入社後1ヶ月未満に退職：紹介手数料の80%
- ・入社後1ヶ月以上2ヶ月未満に退職：紹介手数料の50%
- ・入社後2ヶ月以上3ヶ月未満に退職：紹介手数料の25%

但し、求人者側の採用決定者に対する待遇及びその他の労働条件が、採用決定時の労働契約内容と著しく異なることによる起因する退社の場合その他求人者側の都合により当該候補者が上記期間内に退職することとなった場合はこの限りではありません。

